

共同生活援助 別紙「重要事項説明書」(契約書第2条関係)

1 指定事業者

名称	社会福祉法人 名石会
所在地	愛媛県松山市星岡一丁目3番7号
電話/FAX	089-909-5454 / 089-905-3388
代表者氏名	理事長 石山 将
法人の設立年月日	平成26年10月23日

2 指定事業所

種別等	共同生活援助 平成28年2月1日指定3820103640号
名称	シーサイド堀江
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
所在地	愛媛県松山市堀江町甲862番地1
電話/FAX	089-989-9990 / 089-978-5168
管理者	田中 千恵美
サービス管理責任者	池田 翔一
事業の目的	共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）以下「法」という。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>3 前1・2のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）並びに「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第62号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
事業所が行なっている他の業務	短期入所 平成28年2月1日指定3810103659号

3 共同生活住居（グループホーム）の概要

(1) 各共同生活住居の概要

名 称	シーサイド堀江	
構 造	鉄骨造 5階建	
敷地面積	976.08㎡	
延床面積	2,195.81㎡	
共同生活住居名	シーサイド堀江2、3階	シーサイド堀江4、5階
居 室	10室	10室
居室内トイレ	10ヶ所	10ヶ所
居室内浴室	7室	10室
共用トイレ	2ヶ所	1ヶ所
共用浴室	1室	1室
食 堂	1ヶ所	1ヶ所
介護浴室	1室	
介護職員室	1室	1室

(2) 従業者の配置

職 種	員数
1 管理者	1名（常勤職員）
2 サービス管理責任者	常勤換算で1名以上、うち1名以上は常勤職員
3 生活支援員	常勤換算で2.8名以上、うち1名以上は常勤職員
4 世話人	常勤換算で4.2名以上、うち1名以上は常勤職員
5 看護職員	1名以上

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制	
1 管理者	日勤	8：30～17：30
2 サービス管理責任者	早出	7：00～16：00
3 生活支援員	遅出	11：00～20：00
4 世話人	夜勤	16：00～10：00
5 看護職員		

4 事業所が提供するサービスの利用及び利用料金

(1) 提供するサービス

① 訓練等給付費が支給されるサービス

種 類	内 容
相談及び支援	・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 〈相談窓口〉サービス管理責任者
入 浴 (17：00～21：00)	・原則的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭になるときがあります（17：00～21：00）。 ※設備の点検・修繕等により入浴できないときがあります。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	・必要に応じて介助、確認を行います。
整 容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。

移 動	・利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
日中活動の支援	・自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・日常生活における適切な習慣を確立するとともに社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。
余暇の支援	・余暇支援を行うほか、各種イベントを計画・実施します。
健康管理	・常時、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 ・従業者が利用者の服薬を管理します。マニュアルに基づき、誤りのないよう万全を期します。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い等について配慮します（付添料がかかる場合があります。）。 ・バックアップ施設（障害者施設のみ）を有しています。

② 訓練等給付費が支給されないサービス（特定費用）

種 類	内 容
食 事	・利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
	<<食事時間>> ・平日 朝食（ 7：00～ 8：00） 昼食（12：00～13：00） 夕食（18：00～19：00） 又は利用事業所にて ・休日 朝食（ 7：00～ 8：00） 昼食（12：00～13：00） 夕食（18：00～19：00） ※食事時間はあくまで目安です。
特別な食事	・利用者の希望により特別な食事を提供することもできます（要相談）。
各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受取り等
余暇の支援	・利用者の希望に応じて実施します。潤いある質の高い生活を送ることができるよう支援します。
預り金等管理	・利用者の希望により、預り金等管理サービスをご利用頂けます。
日中活動支援	・日中活動先との調整等支援します。
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により実施します。 （健康診断・歯科検診・予防接種・理美容・クリーニング・粗大ごみ処分等）

(2) サービスの概要（契約書第4条関係）

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付します。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

(3) 利用料金（契約書第5条関係）

① 訓練等給付費が支給されるサービスの利用・利用料金（同第5条第2項関係）

訓練等給付費該当サービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費ほかの支給を利用者に代わり市町より直接受取る（代理受領）ことができるものとします。利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払い頂きます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

② 訓練等給付費が支給されないサービスの利用・特定費用（同第5条第3項関係）

訓練等給付費が支給されないサービスの提供となるためご希望される場合は、次ページの利用料金（特定費用）表を参考にお申付けください。ただし、所定の料金をお支払い頂きます。

③ 利用料金（特定費用）表（同第5条第3項関係）

項 目	料 金		
食 費（食材費含む。）	朝食420円	昼食620円	夕食620円
特別な食事	実費		
家 賃	Aタイプ	月額32,000円	
	Bタイプ	月額37,000円	
	Cタイプ	月額42,000円	
共用部分における水道・電気料	月額 3,000円		
水道・電気料	基 本	月額 6,000円	
	冬季・夏季加算 (12~2月、7~9月)	月額 4,000円	
ガス代	実費		
町内会費	堀江町内会により		
病院受診・他にかかる費用、外出支援他等	参加費・交通費	実費	
	外出支援費	1時間／1,500円	
		30分毎に追加／750円	
洗濯・乾燥代	1回／110円		
預り金等管理サービス	月額 1,000円		
故意破損弁償代	実費	各種保険加入者は補償範囲を超えた場合	
コピー代	1枚	20円（消費税含む）	
証明書の発行	1部	100円（消費税含む）	
その他日常生活上必要となる諸費用	（健康診断・歯科検診・予防接種・理美容・クリーニング・粗大ごみ処分費用等） 実費		

- ※ i 食事をキャンセルする場合は、3日前（土・日曜日、祝祭日、年末年始休を除く。）の12:00までに事業所へご連絡ください。お申し出がない場合は、実費を頂きます。
- ※ ii 特別な病院受診等にかかる諸費用の単価は、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数をかけたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※ iii 特別な病院受診等にかかる諸費用の付添費における（時間内）とは8:30~17:30までとなります。それ以外の時間につきましては（時間外）の費用が適用されます。
- ※ iv 利用者が短期入院（3ヶ月未満）したとき又は外泊したときは、重要事項説明書に定める特定費用（利用料金）を事業者を支払わなければなりません。
- ※ v 訓練等給付費ほかの支給額変更があった場合は、変更額に合わせて利用者負担額を変更します。

④ 特定費用の変更（同第5条第5項関係）

特定費用を物価の変動その他の理由により相当な額に改定することがあります。その場合、変更を行う1ヶ月前までに変更の内容及び変更理由について通知します。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法（契約書第6条関係）

- ① ご指定の口座から自動引落しをお願いします。
- ② 振込みでのお支払いを希望される方は、お申出ください。
- ③ 利用料金は、1ヶ月ごとに計算・請求します。

5 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。
- ⑤ 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑥ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑦ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

6 非常災害時の対策（契約書第8条第1項関係）

非常時の対応	別途定める防災計画ほかに基づき対応します。
避難訓練	年2回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、消火散水栓、自動火災報知機火災通報装置

7 苦情の受付について（契約書第18条関係）

（1）苦情申立先

●事業所内の受付窓口				
担当者	役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	管理者	田中 千恵美	松山市堀江町甲 862-1	089-989-9990
第三者委員	名石会評議員	阿曾沼 温良		
	名石会評議員	伊藤 伸一		
解決責任者	管理者	田中 千恵美	松山市堀江町甲 862-1	089-989-9990
※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。				
●行政等の受付機関				
機関名		住所		電話番号
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課		松山市一番町 4-4-2		089-941-2111
松山市福祉推進部指導監査課		松山市二番町 4-7-2		089-948-6079
愛媛県社会福祉協議会運営適正化委員会		松山市持田町 3-8-15		089-921-8353

（2）虐待防止等に関する窓口

担当者	氏名	住所	電話番号
虐待防止等責任者	田中 千恵美	松山市堀江町甲 862-1	089-989-9990

8 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を受けることになった場合は、次の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。ただし、健康診断・予防接種は、受診・治療に該当しません。

医療機関名	科名	所在地	電話番号
おおぞら病院	内科、整形外科	松山市六軒家 4-20	089-989-6620
みやた歯科	歯科	松山市福音寺町 41 番 1	089-976-2022

9 利用の際に留意して頂く事項

入所者の生活の場としての快適性・安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

面会	原則として、就寝から起床までの時間以外です。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
外出	原則として、就寝から起床までの時間以外いつでもできます。生活支援員・世話人又は事務所等にご連絡ください。
医療機関への受診・看護職員の配置	より専門科への受診が必要と判断された際に受診が継続的になる場合又は受診先が遠方である場合等は、ご家族に協力を依頼することがあります。また、当施設に看護職員を配置した場合は、重度化した利用者の対応に係る指針を説明すると共に同意を頂きます。
設備・器具の利用	設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂きます。
飲酒	飲酒は、原則禁止します。ただし、どうしても必要な方は、管理者の同意を毎年得るものとします。
喫煙	施設・敷地内は禁煙です。施設敷地外での喫煙であっても吸殻のポイ捨ては厳禁です。施設内の所定の場所へ吸殻を捨ててください。
宗教・政治・営利活動	利用者の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等は行ってはいけません。
貴重品管理	利用者の責任において管理して頂きますが、自己管理できない場合は、事業所で保管致します（有料）。
動物飼育	動物の飼育は、原則できません。
危険物等	危険物の持ち込みは、禁止します。その他はご相談ください。
男女問題等	利用者間の男女問題については、当事業所は一切関与致しません。利用者及びそのご家族間での解決をお願いします。

10 個人情報利用の取扱いについて

1 使用目的

- (1) 障害福祉サービスの提供を受けるにあたって、相談支援専門員と障害福祉サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、相談支援専門員又は障害福祉サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に障害福祉サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) サービス等利用計画に掲載されている障害福祉サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

11 同性介助に関する同意について

排泄や入浴介助等、日常生活の介護・看護について同性の職員が対応できないことがあります。

令和 年 月 日

共同生活援助サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 シーサイド堀江

説明者職・氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、個人情報利用、同性介助、共同生活援助サービスの提供 開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

(続柄 :)

電話番号